

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象となります

緊急支援補助金 申請のご案内

＜支給対象＞ 家計が急変したときに授業料の負担を軽減する制度で、次の4要件を満たしている場合に対象となります。

- 県内在住** **本人・保護者共に県内在住**
 父母の一方が単身赴任で県外在住※1であっても、世帯が県内にあると認められる場合は対象となります。
 ※1 海外赴任でも事由と要件を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。
- 県内在学** **県内の私立学校に在学**
 県内設置の私立小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・専修学校高等課程(ただし高校既卒者は対象外)。
- 家計急変** **平成31年4月～令和2年12月の間に家計急変事由が発生** ※1
 主たる生計維持者である保護者に、会社都合による退職(定年、任期満了は除く)、被災・倒産(破産によらない廃業は除く)、障害認定、長期療養(平成31年4月1日以降に生じ連続で3か月を超える)、保護者等の死亡・離婚による主たる生計維持者の変更※2(別居は除く)が発生していること。
 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変(休業、売上減少)を対象事由とします。※3
 ※1 同じ事由で2回申請はできません。
 ※2 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)のみ対象です。高等学校等の場合は、高等学校等就学支援金制度等をご利用ください。
 ※3 令和2年度の対象事由として追加しました。退職、倒産の場合は通常の事由で申請してください。
- 所得制限** **家計急変事由により、家計が困窮**
 令和2年の年間所得が一定基準額を下回り、かつ令和元年(平成31年)の所得から減少していること。
 令和2年の源泉徴収票等の「給与所得控除後の金額」を確認します。

＜所得金額の確認方法＞ 源泉徴収票の場合、★印の箇所を確認します。

○ 「給与所得控除後の金額」を下の表の金額と照らし合わせ、当てはまる「区分」を見つけてください。

- 「家族の人数」（申請時の保護者及び扶養親族を合わせた人数）によって、所得金額の基準が異なります。
- 兄弟姉妹がいる場合は、生徒一人ずつ申請することができます。

年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける人	住所又は居所	勤務先	給与支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
				★	
		配偶者(特別)	控除の額	(配偶者を除く)	扶養親族の数
		特定	老人	その他	(表)
千	百	十	円	千	百

自営業等で、申請時に源泉徴収票がない場合、確定申告等で、別途計算します。

＜所得金額の基準・補助額＞

小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)

	家族の人数ごとの所得額					補助額
	2人	3人	4人	5人	6人	
小・中学校 共通	74万円以下	105万円以下	128万円以下	143万円以下	169万円以下	▶ 区分1 168,000円 ▶ 区分2 149,000円
	102万円以下	137万円以下	172万円以下	207万円以下	242万円以下	
小学校	324万円以下	400万円以下	467万円以下	548万円以下	623万円以下	▶ 区分3 90,000円
中学校	355万円以下	437万円以下	511万円以下	601万円以下	683万円以下	

高等学校・中等教育学校(後期課程)・専修学校高等課程

	家族の人数ごとの所得額					補助額
	2人	3人	4人	5人	6人	
高等学校等	102万円未満	137万円未満	172万円未満	207万円未満	242万円未満	▶ 区分1 396,000円 ▶ 区分2 396,000円
	353万円未満	384万円未満	418万円未満	456万円未満	494万円未満	

- 補助額から高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。
- 私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。

＜申請に必要な書類＞ 1～5すべてをご用意の上、**学校が指定する期日までに学校にご提出**ください。
2～5の書類はすべてコピーで構いません。

1 申請書 : 学校で用意していますので、お問合せください。

2 家計急変の事由を確認する書類

ア 会社都合の退職、雇止め	「雇用保険被保険者離職票－2」（離職区分が〈1A〉、〈1B〉、〈3A〉であるもの）又は「会社の証明書」（退職や雇止めの理由が記載されているもの） ※前回の契約更新時に契約を更新しないことが合意されていた場合は対象外となります。
イ 倒産、破産	「破産手続開始決定書」、個人経営事業者の場合は「個人事業廃業届出書」も提出
ウ 被災	「被災証明書」又は「罹災証明書」
エ 連続で3か月を超える長期療養	「入院証明」（病院が発行したもので、入院期間・傷病名の記載があるもの）又は「勤務状況証明書」（会社が発行したもので、休職期間・傷病名の記載があるもの）
オ 障害認定	「障害者手帳」
カ 死亡 ※1	「除籍謄本」
キ 離婚 ※1	「戸籍謄本」（離婚の事実・日付の記載がされているもの）
ク 行方不明 ※1	「捜索願」の写し（届出した警察署に自己開示請求して発行された警察受領印のあるもの）
ケ 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変 ※2	「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の申立書」（必須）及び家計急変事由を証明できる書類（休業期間の分かる勤務証明書など） ※公的資金を受けている場合は借用証書類（新型コロナウイルス感染症特別貸付、緊急小口資金などの借用証書）も提出

※1 小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)に在学しており、主たる生計維持者が変わった場合のみ申請ができます。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や収入減少による事由です。退職、倒産はア、イの事由による申請となります。

3 令和元年（平成31年）の所得を確認する書類 : ①～③のいずれか

- ① 令和元年（平成31年）の「源泉徴収票」
- ② 令和2年度の「課税証明書等」
- ③ 勤務先の会社が発行した、令和元年（平成31年）の「給与支払証明書」

4 令和2年の所得を確認する書類

●就職している期間がある場合 : ①～②のいずれか

- ① 令和2年の「源泉徴収票」
- ② 勤務先の会社が発行した、令和2年の「給与支払証明書」

●無職の期間がある場合 : ①～②のいずれか、又は両方

- ① 「雇用保険受給資格者証」
必ず全ページ提出してください。12月中も雇用保険受給中であれば、12月の認定日が確認できるものも必要です。
- ② 「民生委員の無職の調査書」（調査を行っていない自治体の場合はご連絡ください）
調査書には、無職の期間を明記してもらってください。
例) 「令和2年1月1日から令和2年12月15日の間無職であることを確認した。」
※①と②の両方が必要な場合もあります。例) 1～6月のみ雇用保険受給、7～12月は無職など

●就職している期間と無職の期間の両方がある場合

「●就職している期間がある場合」と「●無職の期間がある場合」に掲げた書類の両方が必要です。

5 家族の人数を確認する書類 : ①～③のいずれか

- ① 扶養の記載がある、「源泉徴収票」
- ② 家族全員の「健康保険証」
- ③ 「住民票」

申請の締切：2020年12月16日（水）日本女子大学中高事務室 郵送必着